

# にゅーす レター



NPO 消費者ネットおかやま 岡山市北区下石井1-1-3 日生第二ビル8階 (県消団連気付)  
TEL086-221-4302 FAX086-221-4343 ホームページ <http://okayama-con.net>

## ジャンプの年に

消費者契約法の2006年改正によって導入された消費者団体訴訟制度を担う適格消費者団体を目指して、消費者の権利を実現するために2007年6月に設立され、設立から5年を経過しようとしています。

この間に消費者なんでも相談会の開催、消費者契約Q&Aリーフレットの発行、訪問販売拒否シールの作成など、消費者の権利実現のため



理事長 河田 英正(弁護士)

の活動実績が着実に生まれています。しかし、私たちの活動を支えていただいている会員の数は3桁まで達していない状況です。

消費者団体訴訟を担うことのできる組織としては未だ十分ではありません。地域の消費者の方からの信頼を得て、「消費者の安心・安全」にしっかりと貢献できるとはいえず、さらなる活動の充実と拡大の必要性を痛感しています。

今年は、集団的消費者被害救済制度が立法化されることとなると思われます。少額で集団的に発生する消費者被害を、一人一人の訴訟などの法的手続きによって被害回復するのではなく、その消費者を代表して個々の消費者のために団体が訴訟の当事者となることのできる画期的な制度です。その訴訟を担うことのできる団体として適格消費者団体が想定されて、制度化が検討されています。適格消費者団体として差し止め請求が認められて、不適切な消費者約款の差し止めなどに大きな役割を果たし、消費者の安心・安全の実現に寄与しています。これに加えて、被害回復に関して大きな消費者の武器が与えられようとしているわけです。一段と各地域での適格消費者団体の果たすべき役割と期待は大きくなってきます。

さて、今年は卯年とか、2007年は消費者ネットおかやまが誕生したホップの時、そして5年間の活動実績を重ねてきてステップし、いよいよ大きく最終ジャンプをしなければならない段階を迎えたと思われます。具体的に適格消費者団体に向けての内実を備えた基盤を確実なものとしていけるこの1年でありたいと思いますので、どうぞこの1年間の活動を支えていただけますようお願いいたします。

# ご報告

## 第10回「消費者被害なんでも相談会」を実施しました。

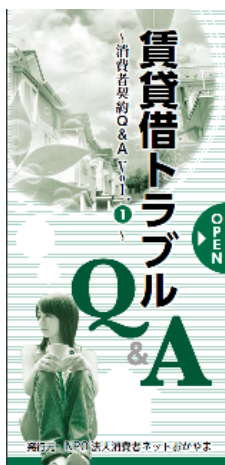
日時 2010年11月27日(土)  
10:00~15:00  
場所 きらめきプラザ5階  
岡山県消費生活センター研修室  
相談者 来場者:4名  
電話:2名  
対応者 弁護士:3名  
司法書士:3名  
建築士:1名



相談項目と内容は以下のとおりです。

	相談項目	件数	内容
来所	借金	2	借金
	消費者被害	2	クレジットカードの名義冒用、教材購入契約の解除
電話	消費者被害	1	投資
	借金	1	親族への貸金

## 賃貸借トラブルQ&Aリーフレットを発行しました。



建物の賃貸借契約で生じやすいトラブルとその対処法をQ&A形式で紹介し、トラブルを未然に防ぐことを目的として製作しました。

今回のリーフレットは、賃貸借の契約の場に焦点をあてて製作され、これから一人暮らしをはじめる大学生などを中心に配布予定です。もちろん、学生以外の消費者の方にも十分役に立つ内容となっています。

これからも、このようなリーフレットを発行し、消費者問題の啓発に努めてまいります。

## 行事予定

○地方消費者グループ・フォーラム (消費者庁・全国消費者団体連絡会共催)

日時:1月25日(火)13:30~16:30

会場:「オルガホール」(TEL)086-256-7244 〒700-0026 岡山県岡山市北区奉還町1-7-7 地下1階

○第11回消費者被害なんでも相談会(無料)(当消費者ネットおかやま 主催)

日時:4月23日(土)10:00~15:00

会場:「きらめきプラザ 5階 研修室」(岡山県消費生活センター)

お問合せ電話:086-221-4302(岡山県消団連気付)

○ONPO消費者ネットおかやま通常総会&講演学習会

日時:6月4日(土)14:00~17:00 (講演講師の都合により、6月11日に変更の可能性があります。)

# ご注意ください！

～クレジットカードのショッピング枠の現金化が問題となっています。～

近年、街角でもクレジットカードのショッピング枠の現金化が宣伝されていますが、これに伴う消費者被害が多数発生しています。消費者庁でも「ストップ！クレジットカード現金化」キャンペーンを行っています。消費者被害が多発しており、クレジットカード現金化を利用しないよう、ご注意ください。

消費者庁「ストップ！クレジットカード現金化」  
キャンペーンページ

<http://www.caa.go.jp/credit/index.html>



## 集団的消費者被害救済制度Q&Aコーナー

### ～「集団的消費者被害救済制度って何だっけ？」～

集団的消費者被害救済制度が政府で検討されている中、Q&A形式でおさらいしていきます。



**Q** そもそも、集団的消費者被害救済制度って何ですか？

**A** 集団的消費者被害救済制度とは、被害を受けた（または受けそうな）消費者に代わって、一定の団体などに裁判を起す権限を与え、消費者問題から生じた被害の救済（損害賠償）や被害の防止を図ることなどを目的とする制度です。

**Q** 何で必要なの？

**A** 基本的に裁判は、被害を受けた本人などしか訴えをすることができませんし、お金も労力もそれ相応にかかります。そこで、「同じような少ない金額の被害が多発する」消費者被害の特徴から、ある程度まとめて解決してしまうことで、被害救済に役立たせることができるからです。

Q じゃあ、消費者ネットおかやまも目指している、「適格消費者団体」って何ですか？

A 適格消費者団体とは、2007年に導入された、国に認定された団体に、事業者の不当契約条項の使用や不当勧誘行為の差止訴訟を起こす権利を認める制度です。

Q 差止訴訟って？

A 差止訴訟とは、一般には「〜〜〜することをやめなさい」という判決を求める裁判のことです。適格消費者団体に認められる差止訴訟は、事業者に対して、「その契約条項は不当なので使用してはいけません」「そうした勧誘方法は不当なのでやってはいけません」という判決を求めるものになります。

Q じゃあ、適格消費者団体が差止訴訟をやっているだけで、消費者被害が救済されるんですね！

A そうとも限りません。先ほどのQ&Aにもあるとおり、現在の適格消費者団体に認められるのは、差止訴訟ですので、現に起きてしまった消費者被害について損害賠償請求を求めて裁判をすることはできません。そこで、現在、「集団的消費者被害救済制度」をさらに充実させるべく、検討が進められています。

Q どんなことが検討されているの？

A まず、差止訴訟に加え、起きてしまった消費者被害について損害賠償を集団的に請求するにはどのような制度が望ましいか、ということが検討されています。また、損害賠償が認められても、事業者に財産を隠したりされては困るので、不当に得た利益を吐き出させる、また財産を差し押さえるなどの制度も検討されています。

---

## 情報をお寄せください

消費者ネットおかやまでは、活動の一つとして、悪質な事業者に対する行為の中止の申し入れを行っています。些細な消費者被害でも数が多ければ大きな問題です。消費者被害やトラブルの情報をお寄せください。

---

## 新規会員募集中！

引き続き、消費者ネットおかやまでは新規会員を募集中です。適格消費者団体の資格取得に向けて、団体の活動を広げていくためには会員増が不可欠です。当ネットの紹介、加入の呼びかけをお願いいたします。

- 団体正会員 年会費 1口 1万円
- 個人正会員 年会費 1口 3千円 (いずれも1口以上でお願いしています。)